

+第5号様式(第7条関係)

会議録

会 議 の 名 称	平成27年度清須市自転車等駐車対策協議会
開 催 日 時	平成28年1月27日（水曜日）午前10時から
開 催 場 所	清洲市民センター3階303会議室
議 題	1. あいさつ 2. 清須市自転車等駐車対策協議会について 会長選任 3. 報告事項 (1) JR枇杷島駅自転車等駐車場の整備事業について (2) 新清洲駅自転車等駐車場整備事業について 4. 協議事項 JR枇杷島駅自転車等放置禁止区域（案）について 5. その他
会 議 資 料	・ 会議次第 ・ 構成員名簿 ・ 資料 1 清須市自転車等駐車対策協議会 ・ 資料 2-1・2 JR 枇杷島駅自転車等駐車場の整備事業 ・ 資料 3 新清洲駅自転車等駐車場整備事業 ・ 資料 4 JR 枇杷島駅自転車等放置禁止区域（案） ・ 資料4-2 JR枇杷島駅自転車等放置禁止区域
公 開 ・ 非 公 開 の 別 (非公開の場合はその理由)	公開会議
傍 聴 人 の 数 (公開した場合)	3人
出 席 委 員	中村委員、牛田委員、辻委員、嶋川委員、福田委員、大西委員、近藤委員
欠 席 委 員	鈴木委員、杉本委員、夫馬委員、加藤委員、堀田委員
出 席 者 ( 市 )	葛谷委員、宮崎委員
事 務 局	〔総務部 防災行政課〕 柴田部長、大橋次長兼課長、三輪主幹、舟橋副主幹兼防

会議の経過（要旨）

●事務局

定刻となりましたので、ただ今から平成27年度清須市自転車等駐車対策協議会を開会いたします。

私は、司会を務めさせていただきます防災行政課長の太橋と申します。よろしくお願いいたします。

本日は委員の皆様方にはご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会議の開催に先立ちまして、本日もご出席の皆様方には、清須市自転車等の放置に関する条例第16条第3項の規定に基づきまして、市長より本協議会委員を委嘱させていただいております。委員の任期は平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間でございます。委嘱状については市長より交付させていただくのが本来でございますが、時間の都合上、本日の資料と共に机の上に置かせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

また、委員の出席状況につきましてご報告させていただきます。本日の会議は、委員の過半数以上の方が出席されております。従いまして、清須市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則第12条第3項の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は、清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱第3条の規定により公開会議となっておりますので、よろしくお願いいたします。

傍聴人各位におかれましては、同要綱第6条第4項の規定により、お手元に配布しました遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは始めに柴田総務部長より挨拶申し上げます。

（総務部長あいさつ）

ありがとうございました。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まずお手元に配布いたしました資料の確認をお願いします。

資料の確認

次に委員の紹介でございますが、時間の都合もございまして、構成員の名簿に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、座って進行させていただきます。

次に、会長の選任について、議題といたします。会長選出に入る前に、資料1「清須市自転車等駐車対策協議会」について担当より説明いたします。よろしくお願いいたします。

防災行政課三輪です。それでは、清須市自転車等駐車対策協議会について説明いたします。

始める前に、本会議では駐輪場のことを自転車等駐車場と表現して進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、自転車等駐車対策協議会について説明させていただきます。清須市では駅前の自転車駐車場の長期放置、盗難、飽和状態、安全性、防犯面の問題の解決のため、平成24年度に清須市自転車等駐車対策検討会を設置し、今後の方向性を検討しました。他の市町の事例において、自転車等駐車場の整備と、有料化によって受益者負担による非利用者との不公平感の解消、防犯カメラ等の防犯性の向上、近距離利用者の抑制等の例があり、清須市も有料化を含めて検討するという方向性を決めました。平成25年度にはこの実施に向け、清須市自転車等駐車対策協議会を設置し、自転車等に関する実態調査、利用者意識調査、市民調査を実施し、駅周辺の自転車等駐車場の特性や具体的な方策について検討を行い、清須市自転車等駐車対策協議会の基本方針を策定しました。

それでは、資料1について説明いたします。

#### 資料1の説明

ただ今説明をさせていただきました。それでは、会長の選出をお願いいたします。選出につきましては、清須市自転車等放置防止に関する条例施行規則第11条第2項の規定によりまして、委員の互選となっておりますので、どなたかご推挙していただける方はございますか

#### ●辻委員

はい。前回の検討会、協議会で会長をされました名古屋大学教授の中村委員に会長をお願い出来ればと思います。よろしくお願いいたします。

#### ●事務局

ただ今、辻委員から、中村委員を会長にとのご推挙がございました。他にご意見よろしいでしょうか。

ご意見も無いようですので、それでは中村委員を会長に選出することに異存が無ければ拍手をお願いいたします。

ありがとうございました。それでは中村委員に会長をお願いいたしたいと存じます。ただ今、会長が選出されました。会長席に移動いただき、ご挨拶いただくようお願いいたします。

●中村会長

名古屋大学の中村でございます。大変僭越ですが御指名に預かりましたので、会長を務めさせていただきたいと思っております。簡単にご挨拶させていただきますが、私この清須市での自転車等駐車対策につきましては、検討会の時から関わらせていただいております、冒頭にご紹介がありましたように、平成26年の3月、つまり平成25年度に、今お手元にありますような駐車対策の資料をまとめていただいたということでございます。この中で重点的に清須市内の駅で自転車等駐車対策を進めていく確保をしまして、枇杷島駅、清洲駅、新清洲駅といった3つの駅が指定されています。少し時間が経ちましたが、いろいろと準備が整ったということで、いよいよ整備等が進められるといった段階になってきています。

また、当初から申し上げさせていただいておりますが、自転車に限らず駐車という問題はまちの安全性や魅力といったものに作用する、非常に大きな要素だと思います。そういった面において、清須市ではこのような基本方針を定めていただいて、着々と整備施策等を進めていかれるということで、これらは大変大きな意味を持っていると考えておりますけれども、今回お集まりの皆様方、それぞれのお立場、ご専門等でいろいろご意見をいただきながら、より良いものとして、一緒に進めて行ければと思います。微力ながら取りまとめ役をさせていただきますので、ご協力をお願いします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

それでは、座って進めさせていただきます。よろしくをお願いします。

議事の進行の前にまず職務代理人（副会長）の選出について、議題とさせていただきますと思います。副会長の選出につきましては、清須市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則第11条2項の規定によりまして、委員の互選となっておりますが、会長からの指名推薦とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、大変僭越ですが、私から指名させていただきます。本日、残念ながらご欠席ではございますけれども、名古屋工業大学大学院准教授の鈴木委員に副会長をお願いできればと考えております。よろしくをお願いします。

それでは次第に従って以降も進めさせていただきます。報告事項（1）を事務局から説明をお願いします。

●事務局

資料2-1, 2-2の説明

●中村会長

はい、ありがとうございます。それではただ今説明いただきました、資料2でご質問等あればお願いします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に無いようですので、引き続いて議事を進めさせていただきまして、またその後の議論で提案等いただければと思います。

それでは、報告事項の（２）になりますが、新清洲駅自転車等駐車整備事業について、事務局からお願いします。

●事務局

それでは資料3「新清洲駅自転車等駐車整備事業」について説明します。

資料3の説明

●中村会長

はい、ありがとうございました。資料3の左側の上の方で定期利用台数及び利用料金という表がございますけれども、この定期利用台数というのは、今後利用が想定される台数という理解でよろしいでしょうか。

●事務局

はい、定期利用台数と申しますのは、下の料金にもございますように、月極で、つまり1ヶ月単位で利用されるお客様の駐車スペース及び駐車台数ということになっております。

●中村会長

そうしますと、現状で利用されている方ではなくて、完成した後に利用が見込まれる方の台数という理解でよろしいでしょうか。

●事務局

今回整備させていただく駐車場の中の確保できるスペースということでございます。

●中村会長

わかりました。そうしますと利用台数というよりは、収容台数ということですね。わかりました。

では、資料3新清洲駅の自転車等駐車場整備についての説明がございましたが、これについて、ご質問等ありましたらお願いします。

●牛田委員

この料金ですが、南側と北側で大きく違うのですが、これは設備費でしょうか。

●事務局

まず、北側のほうですが、今開発が進められております。それでその整備の関係で、構築物を作ることが出来ないということが法律上決まっております、私どもとしましては同条件で屋根つきの整備をしていきたいと考えておりましたが、いろいろな法律の制約の中で出来ないということで、今の、屋根が無い状況で整備をさせていただくといった部分で、料金に差が出るということと、雨ざらしになるという部分でもご不便をかけるということもありまして、割引率を作らせていただいたという状況でございます。

●牛田委員

度々すみません。そうしますと北側へ流れる利用者。逆に向こうで放置等が溢れるということも十分考えられると思います。ということともう一つ「私北側借りたいです定期で」といった自由度と言いますか、そういったものは考えられていますか。差が付くとどうしてもそういったことになるんじゃないかと思うのですが。

●事務局

その件につきましては、ご質問のとおり想定される範囲内でございます。今回のこの整備に向かしまして、12月の広報でもお知らせさせていただきましたし、チラシも入れさせていただきました。現在、1月18日をもって締め切りをさせていただいておりますが、ご利用の希望をハガキでいただいております。それによって抽選で北側と南側を決めさせていただきます。北側の方が当然ご希望が多いと現実に出しておりますが、第1希望、第2希望ということでご利用の方の希望を取って、抽選で公平性を持った決め方をさせていただいて、ご利用いただきたいと思っております。今後はご希望等で欠員が出来た時に、空きが出来たときに、そこのところは申込みの時にご希望を聞いて、また決めさせていただきますといったことになるかと思っております。以上でございます。

●中村会長

よろしいでしょうか。

全く同じ条件で整備が出来ないとのことで、全く同じ料金にすると、そういった施設の差で不公平が生じるという部分を料金の差で埋めようということだと思っております。それでもなかなか上手く均等に分布するとは限りませんので、それは抽選等で調整をしていくということだと思っております。

その他はよろしいでしょうか。

●中村会長

その申込みの結果というのは、もう全部取り終わられているのでしょうか。

●事務局

一応18日をもって申込みを終了させていただきました。こちらの方は整備センターの方で今後運営していただきますので、整備センターの方で取りまとめていただいております。現在その結果を私の方で聞いておりますが、南の方で647台中458台の申込み。それから北側の方で248台に対して、450台の申込みがございます。従いまして約200台くらいオーバーしている状況でございます。それで、第2希望ということで、南口のほうを希望していますので、外れた方においては南の方に回っていただくと。ただ若干、ここでトータルの超える台数があるわけですが、その辺のところはキャンセル待ちという形でお願いをしていきたいと思っております。この方たちについてはしばらくの間、一次利用ということで、一回100円のスペースも空いておりますので、そういう利用になるのではと考えておりますが、実際申込みされても、ハガキを持って申込みに見えない場合もありますので、必ずしも皆溢れるということは無いかという予想はしております。以上でございます。

●中村会長

はい、ありがとうございました。そうすると北の方は使用台数の倍近くの希望が今のところ来ているということですね。屋根の有り無しということよりも、むしろ北側に住まれている方はわざわざ自転車を押して南側へ行くというのはかなり抵抗があるということの表れだという気がしますけれど、実際に申込みしていただくと、その辺のところももう少し調整すると、倍近い超過ということにはならないということですね。ありがとうございました。

その他のご質問はありますでしょうか。

●牛田委員

もう1つ教えてください。定期優先ではないのでしょうか。定期申込みで外れた人は一時利用で、100円払いなさいとなるのですか。そのスペースが空いているにもかかわらず。一時利用のところは100パーセント埋まることは無いと思うのですけど。

●事務局

今、定期利用の方のスペースと、一次利用の方のスペースは設置する機器が違います。ですので、定期利用の方のスペースはこの状況で言いますと、埋まってしまいますということですので、実際の数字から言いますと若干全員の希望の方に添えないという部分がございますが、実際契約の段階で空きがあることもありますし、それはまた調整が出来るのではないかなと考えております。あとは定期的に通勤通学等で使われない方のための一次利用というスペースの確保は必要でございますので、こういった状況になっております。

●中村会長

その駐車場の図面というものは今日の資料の中には無いのでしょうか。

●事務局

南側の方の図面は今回用意しておりません。

●中村会長

構造的に定期利用の方と一次利用の方のスペースは北側のほうはどういった風に違うのでしょうか。

●事務局

北側の方は定期利用だけを整備させていただいております。この一次利用の方はこの図面で申しますと下のほうになるのですが、線路に近い方ですが、こちらの名鉄さんの方で一次利用ということで、100台くらいの一次利用のものを整備してみえますので、ここを利用させていただくということでございます。

●中村会長

わかりました。牛田委員がご心配の点は北側で定期利用でなくて、一次利用しなければならないというご心配ですよね。それで北側に関しては基本的には市の方で整備されるのは定期利用だけであると。そこには入れなかった方に対しては南側の定期利用を、若干距離があることとなりますけれども、こちらを優先的に利用していただくと。それでも一次利用のほうが好ましいとおっしゃる方については、名鉄さんの一次利用というものがありますよということになっているかと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

南側の方については一時と定期の両方があるのに対して、北側の方は定期専用ということですので、それで絵も北側の方は無いのでイメージし辛いですが、そういうことだと。ですから、そういったことに関しては十分カバーしているということでもよろしいでしょうか。

●事務局

今現在、私どもとしては申込みの希望者に、ハガキで取ったところには、今回私どもが整備した範囲内で、定期の方もぎりぎり納まるのではないかなという風に思います。

●中村会長

表（２）の上の利用台数と書いてある使用台数ですね、これの定期に関して、合計は647と248ですから、895台でしょうか。それに対して、申込みは合計で908台ですよね。ですから、今のところは申込みが約10件多いということですがけれども、その方たち全員が実

際に申込みをされるということはさすがに考えにくいと思うので、結果的にほぼトントンか、少し余裕を持った形で運用できるということかと思います。但し配分については北の方は全員北に入っただくということは、スペース的にはまだ難しいので、その辺のことはご了承していただくということで、それから名鉄さんのほうの一次利用につきましてもご利用いただくということだと思います。

ちなみに名鉄さんの方の一次利用の料金というのは、駅南と比較するとどんな形になっているのでしょうか。

●事務局

名鉄さんの方の機械の設置も一回100円ということで同料金になっております。

●中村会長

そういったことでよろしいでしょうか。

暫く運用状況を見て、またもしも大きな問題があるようであれば、議論していただければと思います。よろしいでしょうか。

ではよろしければ続けて次は（４）の協議事項になりますが、JR枇杷島駅自転車等放置禁止区域（案）について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

それでは協議事項、JR枇杷島駅自転車等放置禁止区域についてご説明させていただきます。

資料4の説明

●中村会長

はい、ありがとうございます。基本方針によって駅から300メートルにある区域については自転車等放置禁止区域とするということで、対象となる道路はオレンジ色で案を示していただきました。これにつきましてご意見ご質問がありましたら、よろしく願います。

●中村会長

この放置禁止区域の取締りと言いますか、実効性がどうやって担保されるかということではどうでしょうか。

●事務局

今現在考えておりますのは、取締りのためにパトロールをお願いする予定をしております。今のところ新清洲は今後始まるわけですが、シルバー人材センターの方からの

派遣をお願いして、また当初は混乱する場合がございますので職員の立会いのもと取り締りさせていただいて、ご指導させていただく。“ここは駐車禁止ですので、停めないで下さい”というようなことでさせていただきます。それでも放置されている方につきましては条例に基づいていただくという方針を考えております。

●中村会長

現状は区域を実際に明示するということが必要かと思うのですが、その辺の対策はどのようにお考えでしょうか。

●事務局

歩行者等に、いろんな目立つところに設置の看板、それから駅前には案内板、それから今考えておりますのは、名古屋市の方でも行ってみえます放置禁止区域には、シールを歩道とかにラベルのような形で貼ってあります。そういったラベルを歩道等に貼らせていただいて、啓発に努めて行きたいと思っております。

●中村会長

はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。

●牛田委員

勉強不足ですけども、放置というのは、こういった条件になるのでしょうか。買い物に行って前においていくというのも駄目なのでしょうか。放置の定義について教えてください。

●事務局

一応放置と言いますのは、市として取締りが出来るのは市道や公道です。自転車を置いた状態になっているものを放置とするわけですけども、新清洲駅付近で買い物等で置かれる場合もございますので、その辺のところはお店の方と買い物だと分かる表示をしていただくなり、また確認をさせていただいて、明らかに今回ですと駅を利用するためにそこに置いたまま、電車に乗ってしまう。そういう方を取り締まりさせていただく。やはりそういうことが増えますと、お住まいの皆様方にご迷惑が掛かりますので、また景観の問題もございますので、そういうものを撤去させていただいて、取締りをさせていただくということでございます。

●中村会長

その他いかがでしょうか。

範囲についてはいかがでしょうか。おおよそ300メートルということですから、一応駅

の改札を中心として円を書いていただいて、厳格にその内側だけというわけではなく、まとめて運用したほうが適切と思われるような区間だと若干はみ出している部分もありますし、逆に円の内側でも特に入っていない部分もありますね。例えば右上のほうの県道67号の東側ですけれども、こちら側に街路がありますけれども、こちらの方は対象に入っていないと。こちらは県道を渡ると範囲に入るわけなので、これらを境界として案が設定されているというわけでございます。南の方もオレンジ色が塗られていない部分がございます、特に地域の代表の方々にこの辺を見ていただいてということになりますでしょうか。

特によろしいでしょうか。

#### ●辻委員

僕はこのあたりに住んでいるのですが、範囲が広範囲のような気がします。アオキスーパーの駐車場に停める方も結構増えると思います。あと、西側のほうに関しましては、結構新川の方が清須市役所の北あたりを通過して停めに来る方が多いので、そのあたりの方がどこら辺に停めるか分からないですが、大体東口の方が停める方が多いのですが、西口の中学校辺のあたりまでは必要な気もしますが。

#### ●事務局

今回色を塗らせていただいた部分は、図の中に円がありますように、いろいろな統計上から、300メートル以上歩かれる方は少ないということで、この300メートルが目安だと聞いております。取り締まる上でこういう形での範囲内、県道より西側南側と言いますか、こちらについては全てのところで規制をさせていただいた方が、の逃げ道等にならないのかなという所でさせていただいたということでございます。

今のところこの前の調査の中では、やはりこのエリアは、二ツ杵、名鉄とJRの囲われた方というのは自転車の利用者の表を見ますと、少ないという部分もございます。どちらかという枇杷島駅は利用者が多いのは東口の方、北の方から新川の方、阿原等あちらの方からお見えになる方が多いというデータが出ておりますので、その辺のところから東側の方も若干広めに設置させていただいたということでございます。

#### ●中村会長

南西の方が実態としてあまり利用される方がいないということであれば、こういった形で指定していただいたとしても、実態としては恐らくそういったことはほとんど発生してなくて、寧ろ年々運用していく上でチェックをする範囲を広げるということになるのかなという意味だと思いますが、これよりも仮に円を小さくすることになると、円との境界の辺りに停める可能性が出てくると思いますね。それは実態としてはあまり無いと

思うのですが、いずれにしてもこの南西側の方々に関しては出来るだけ駅の駐車場の方に停めていただきたいということで、こういった案になっているということだと思います。恐らくこの西枇杷島中学校ですが、この辺まで来られて歩かれる方というのは多分ないような気がするのですが、私がちょっと前に歩いてみた感じだと。ここまで来られたらもう駅に来られるかなと思うのですが、実態的にそれほどこれが問題になることも無いのかなという印象を私は持っていますが、どうでしょうか。この辺で中学校の周りに停められる方というのが結構いらっしゃるようですが、どうですか。

●事務局

今の状況では枇杷島の自転車駐車場につきましては、全て溢れるというような状況にはなっていませんので、実質今現在ではこの周り、指定をしようとするところでは、自転車をそのままにしておくという方は見受けられません。ですので、現実、現在ありません。ですが有料になるということで、放置する方が出てくるのではないのかなという予測の中で、300メートルを基準に決めさせていただきました。先程言い忘れましたが、東口にはアオキスーパーというスーパーがありますので、当然、アオキスーパーの中の自転車駐車場の中に放置という形で停められる方もあるかと思うのですが、これはスーパーと調整をして参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

●中村会長

現状では問題なくとも、有料化するとその辺に放置自転車が出る可能性もあるということも含めて、こういう指定をご提案いただいているということですね。

他によろしいでしょうか。

次によろしいでしょうか。

●辻委員

この駅自体が改札中心から300メートルと書いてありますがけれど、実際駅が高架なので、思ったより300メートル離れた所から改札まで行くのに階段を2つ3つ抜けてとなると、結構距離感をもっとあるんですね。平地で計算すると300メートルですけど、実際にはプラス100メートルくらい歩くと思うんですね。駅の改札まで行くのに。昔はスムーズに上がったのですが駅が新しくなりまして、もうちょっと300メートルのところ停めるとかなり歩く感じがしますね。

●事務局

平面距離で300メートルというのは、協議会の基本方針の中で、300メートルを目安として放置禁止区域をとということが指針の方で書かれておりますし、以前いろんなところでやっている、この放置禁止区域を決めるに当たって、約300メートルが目安という情報を

得ていましたのでそのような形にさせていただいております。

●中村会長

その一方で、今お話にあったように距離感としては現実的にはもう少しあるということで、目安ですから、場合によっては示唆するということも運用上はかまわないということになると思います。具体的にどのくらい、どの辺を対象区域から抜いた方がよろしいかお考えはありますか。

●辻委員

これだけ広いと見廻ることも結構大変かと思えますけど、（資料4の図を見ながら）宮前1と書かれた辺りを、歩くという感じはしないですね、アオキスーパーのもう少し北側の67と書かれた県道のあたりだったらどうかと。そこに停めて駅まで歩くという意識は多分無いと思います。北側もそうですし、特に南側の辺りですね、ここからでも多分停めて歩かないと思うのですが。どうですかね。あんまり狭い道だと止められませんので、後は多分三菱重工の枇杷島社宅と書かれた右の辺りですね。なかなか見通しが悪いので結構停めづらいですね。この辺にそこまで停めるかなと。近所に住んでいるとそういった意識がありますけど。もう少しコンパクトでも良いような気がします。

●中村会長

後は生活道路のように非常に狭い道路の場合、実際は停めないでしょうけれども、そういったところに仮に止められたときは非常に危険ではありますので、そういったことも明示するといいますか、停めていただきたくないという意思表示をするという意味で、指定をしていく必要があると思います。

●辻委員

後ですね、下に二ツ木の駅と西枇杷島の駅があるので、どうしても名古屋へ行く人はそちらを利用される方も多いですから、下の二ツ木の駅の辺に住んでいる方が枇杷島に行くこともありますけど、名駅関係の方へ行くのでしたら二ツ木か西枇杷島から乗って行くので、その辺に停める方は少ないのかなと思います。路駐してまで。どちらを利用するかによりますけど。

●中村会長

いかがでしょうか。巡回の範囲も広げれば広げるだけ。ワーク労働がかかることは事実ですけれども。

後もう一つは分かりやすいということも重要ですね、大きな道路を境にしてとかは大変分かりやすいと思いますけれども。

●事務局

はい、今先生が言われましたように、北側の方はパチンコ屋さんがあるほうの仕切りのところですね。パチンコ屋さんの信号があるところにしたのは、区切りをするにははっきり分かりやすいのかなという部分を私どもも考えました。辻委員が言われましたように取締りをする側からすれば範囲が狭い方が、コンパクトな方が動きやすいので良いのかなとは思いますが、またこれも今、辻委員の方から言われましたように67と書いてあるところの道路を境目というのもありだという気もいたしますが、また皆様他の委員の方からもご意見があれば聞かせていただいて、もしそれで多分大丈夫であろうということであれば私どもの方も短くしても良いのかなという気もします。

●中村会長

いかがでしょうか。

とりあえずこれで運用してみて、また見直すということも考えられないというわけではないですけれども。

●牛田委員

今、同じことではありますけれど、もっと小さくしておいて、問題が出たら広げるということで、要は広い範囲から小さくするのは、中々状況見ていっても難しいんじゃないかな。狭くしておいて、いっぱい放置自転車がある。だからもうちょっと範囲を広げるということと、放置するというか、これを設ける目的を市民にしっかりと周知しないと“何で設けるのか”ということになって、何のために放置、要するに駅に来る人って有料になったから、有料で払うのが嫌だから外に置いて歩いてくるということで、人間って自動的にどうこうというか、やっぱりそういうPRからだと思うんですよね。きちっと順番にやっていかないと、難しいと思うんですよ。そのためにはやっぱり最初は小さくして広げるといった形も一つの案じゃないかなと思うんですけど。どうでしょうか。

●中村委員

いかがですか。

その場合ご納得いただけますかね、仮に最初に範囲をゆるめにしておいて後から強くすると。

●牛田委員

答えが見えるからね市民の。ここにあるというのが見えれば、それを広げるというのは理解してもらえないんじゃないかな。目で訴えるものが出れば、と思うんですけど。

●中村委員

いかがでしょうか。その他の方は。

西枇杷島警察署の方も今日お越しいただいておりますが、何かありますでしょうか。お願いします。

●大西委員

今ここで示されているようなオレンジのラインは、先程会長も言われたように分かりやすい範疇で、信号を結んだ範囲で多分最初の案は設定していると思うんですね。もし今言われたような形で狭めるとすると、多分アオキスーパーの信号の北側のラインの部分に絞られるんじゃないかなと思います。それで、放置の区間をはっきり示すということで、例えば路上にシールのようなものを貼るとするのは、当然作る分の予算はかかるということで、最初に広範囲に広げると、それだけの部分の予算も当然かかると。それで先程委員が言われたように、一旦は皆さんに周知するために狭い範囲から始めて、例えばそのエリアの外で放置が目立つ時には臨機応変に、その部分を出来るだけ速やかに広い範囲に指定してやるという風であれば、無駄は無いのかなとも思います。そうすると、この場合でも多分アオキスーパーより北側の信号のラインを結んだラインになると、そういう範疇になるのかなと思います。

●中村会長

例えば今のご提案ですと、アオキスーパーの北の信号のところから南西に道路が走っていますね、線路の方に。この区画の部分をばっさりと範囲から外すという形になるのですね。あと線路の北側に道路が一本ありますけどこの長方形、かなり大きなブロック全体を落とすということになります。イメージ的にはそんな感じですか。

●辻委員

需要としてはどちらの方から来られる方が多いですかね。

●事務局

指針を決めたときの実態調査では、どちらかというところ、この新川大橋北と書いてありますが、そちらの方からお見えになる方が、つまり北側からお見えになる方が多くなると思います。

●辻委員

そうすると言いは悪いですが、一番放置される方が、可能性としては高い地域だというわけですね。少し様子を見て、やはり沢山出てきたら範囲を広げるという考え方ですけれど、スペース的には放置できるようなスペースはあるんですか。道路上に。

●事務局

こちらの方で言いますと、道路はそれほど広くは無いかと思うんですけど、車がすれ違えられる程度の道路で、センターラインが無い道路でございますので、あと中に入りますと生活道路ということですので、それほど広くはないと。ただ、市として取り締まれるのは道路だけですが、お店等もございますので、どちらにしてもお店等の自転車駐車場に停められる可能性も十分考えられるかなという風には考えておりまして、範囲を広げたということは考え方の中の一つにはございました。

●中村会長

店の自転車駐車場に停めるのは、オレンジ色の区域になっていようといまいと同じですよ。むしろオレンジ色になっていることによって、そういうところに停めるという部分も逆に促進する可能性はあるということですね。

●事務局

道路が駐車禁止であれば、そのエリア全部が駐車禁止ということで、やはり皆さんが気をつけていただけるんじゃないかな、とこちらは予測をしていたということでございます。

●中村会長

いかがでしょうか。特に北西のほうが問題になっていますが、この部分については若干狭めるということで、ご検討いただくことは出来ますでしょうか。

●事務局

今回皆様方のご意見をいただいた中で、縮める部分についてはかまわないです。いろんな経費的なことを考えれば、狭い方が市としてはありがたいと思っていますので。

●中村会長

そうしますと、今具体的にどうこうというところまでは中々難しいと思いますけれども、一番大きく削った場合にどこまでというところぐらいは、今日ここでご承認いただいて、詳細のところは追って、事務局の方で調整いただいてという形でやらせていただけますか。

●事務局

今日この会議でやっていただけるのが一番ありがたいですので、大まかに、このところの道路で区切るということだけで言っていただければ、その方が私どもとしては今後も進め

やすいのかなど。

●中村会長

そうしますと例えばですけれども、先程西枇杷警察署の方からご意見がありましたけれども、縦書きの字面で、西枇杷島町一反五畝割というところに信号がありますけれども、ここを一つの頂点とする大きな長方形、この部分をごそっとカットする。言い方を変えますとその隣に地名があります西枇杷島町宮前1が対角線になっている長方形の部分をごそっと落とすというのを最大ということで、現状とその間で詳細については地元の方で調整していただくということをご提案したいですけれども。その際に、今ごそっとおとすと申し上げましたが、アオキスーパーのところの字がアオキのオとかぶっている道路ですとか、あるいは線路に沿っている部分の道路については対象に入るということでよろしいですね。その線を境界線にするということで、その道路については残すと。それよりも北西の方の部分については削除対象として検討すると。

あとはいかがですかね。

よろしいですか。

その他の地域についてはよろしいですか。現状で、比較的きれいに300メートルの範囲には入っておりますし、特に南側に関しては実態としてそれほど問題は無いだろうということもありますね。とりあえずこういった形で運用させていただくと。

よろしいですか。

はい、ありがとうございます。それでは今ご提案させていただいたように、西枇杷島町宮前1という地名を縦方向の対角線とする長方形を最大としてカットすると。少し確認しましょうか。

今申し上げたのは、ここに線路がありますね、この部分に四角がありますけど、ここを削除するという対象として検討いただくと。ということですから、東海道線の南西側については300メートルの円のところまでそのまま残っていますし、それから東海道線の北側のオレンジ色のラインについてもそのまま残っているということですかね。

よろしいですか。ちょっと見難くて申し訳ないのですが。

はい、ではそういったことで進めさせていただきたいと思います。

一応こちらをまわしていただいて確認していただいた方が良いでしょう。今鉛筆で斜線を引いたところを検討するというので。

●事務局

はい、今先生が言われました宮前、一反五畝割の交差点から直線で引いて、宮前1と書いてあるこの道路のところまで来て、線路沿いの道路を境目に上側の一角を削るということで、確認をさせていただきました。これで、規制の区域を作り直しまして進めさせていただきたいと思います。また、出来たものを皆様方には郵送等で送らせていただきたいと思います。

とは思いますが、よろしいでしょうか。

●中村会長

はい、ありがとうございました。それでは、そういったことで進めていただければと思います。それでは、次の議題に移りますが、(5)はその他になりますけれど、何かありますでしょうか。

本日議題の中で、何かご質問等はございますか。

●牛田委員

新清洲駅前ですけど今工事をやっていますが、自転車駐車場がいることもよく理解は出来るんですけど、場所をね。新清洲駅の真正面のロータリーがあつて、これ以上無いと言う最高の場所なんです。そこに自転車駐車場を作ると言うことが、市の発展として私はとても考えられないんですけどね。だからこれからいろいろ他の自転車駐車場の計画される時に、もちろん駅に近くなければ意味が無いんですけど、もうちょっと場所を考へるって言うのと、もう一つ今回の西枇杷島もどうなるかは分かりませんが、平屋であの立派な土地をそういう風な目的に使うと、それで向こう30年と今のところ契約上そうなっているということだそうなんですけど、30年間新清洲駅の目の前で置いていくというようなことが他の場所であまり出来ないような何かということも、設置に対して考えていただきたい。必要性はわかります。近くなきゃいけないこともわかります。だけど、それにしてもあまりにもあれじゃないかということ。です。

もう一つは、今回の新清洲駅前だと約1,000台近くの自転車が停めれるということなんですけど、変な話ですけど、トイレを設置してほしい。1,000人の人が来て電車に乗っていくか降りて電車に乗って自転車に乗っていくかでしょうけど、トイレくらいは設置するか言うことをいろいろお願いしたんですけど、実際は出来ませんが、今回は。そういうことも考へる、要するに利用する人、1回100円、1ヶ月2,000円というお金を払って利用するわけですから、利用者に対する便宜を考へないといけないのではないかなと思いました。

何にせよ、場所が一番問題だと思います。

●中村会長

はい、ありがとうございます。今2点ご意見いただきましたが、市の方はいかがでしょうか。

●事務局

ご意見ありがとうございます。ここの場所がですね、今現状必要だということはお承知いただいたということですので。現状がですが、今駅のすぐ前のロータリーまでは、すごい状況になっているということは十分ご承知のとおりかと思ひます。現在は1,000人

ですけど、1,000人以上の方が自転車駐車場としてお使いになられています。この場所に着きまして、今一番の問題だとおっしゃられましたが、この場所自体がやはりまとまった土地、自転車駐車場として使いたいときに、たまたま本当にこの土地が、使いようがないから何とかならないかというお話を私どもはお聞きしまして、駅の真正前ではございますが、今の駅前のロータリーとか、現状の自転車駐車場から比較すれば、きれいに整然といたします。いろんなご意見をいただいて、見映えも無機質のただ四角いだけではなくて、外からも見やすいとか等も予定していますけど、こういった形で単に無機質に置くだけではないといった形で、なるべく清須を訪れた皆様にも変な風には思われぬような形で、造ろうと思って進めております。そういうことで、場所としてはそういった形で、たまたま借りることが出来たと言うことでございます。

それから景観として皆様を配慮した形での自転車駐車場をお造りさせていただいたということで、ご了承だけ何とかいただきたいなと思っております。

●牛田委員

これからのことで考えてほしいということで、今はもう出来ているからなんともいえないのですけど。

●事務局

今後につきましては、今のところ台数的にはちょうど同じくらいになるだろうと考えております。

今後こちらをもう少し見やすい形にするのか、どういう風にするかというのは今ご意見いただきましたので、使いやすさだけではなくて、トイレの問題もございますので、また今後こういった場所でご意見をいただいて、お聞きしながら、また検討して生きたいと思っております。

●中村会長

はい、大変貴重なご意見をいただきました。ある意味駅というのは町の顔でもあるわけですから、おっしゃるようになるべく良いものになるような計画を進めていただくということでございますが、その一方で、中々適切なものが上手いタイミングで出てこないという中で整備されたということですが、基本的な方針としてはもう少し魅力向上、適切な扱いがあれば、そういった形でまた検討していければと思いますので、また意見を言っていただければと思います。

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうかその他は。

それではですね、本日の協議事項は全て終了しました。大変長時間にわたりまして、ありがとうございました。では進行は事務局にお願いします。

●事務局

大変長時間にわたりまして貴重なご意見ありがとうございました。それでは、これを持ちまして、平成27年度「清須市自転車等駐車対策協議会」を終了させていただきます。長時間ありがとうございました。おつかれさまでございました。

会 議 の 結 果

会議の経過に示したとおり